組織改正等に伴う変更について

1. 組織改正の概要

(1) 概要

○ 新検査制度において実施する事業者検査等の運用を見据え、原子力規制検査等の検査業務を 管理する「検査グループ」を、東海発電所、東海第二発電所及び敦賀発電所内に設置する。

(2)目的

- 新検査制度において、使用前事業者検査等の事業者検査については、保安活動の重要度に応じて独立性の確保が必要となる予定である。
- 当社は、上記を見据えて、独立性を確保し、検査を実施・管理するグループ(検査グループ) を設置するとともに、事業者検査及び原子力規制検査に関する業務を当該グループで一元化 することにより、事業者検査に関する業務の効率的な管理を実施できるように職務を分掌す る。

(3) 改正内容

- 東海発電所、東海第二発電所及び敦賀発電所内の品質保証室に「検査グループ」を設置する。
- 「検査グループ」の保安に関する職務として、事業者検査及び原子力規制検査の管理を行う。

(4) 改正時期

○ 2020年4月予定(原子力規制委員会の認可を受けたのち、社長が定める日から施行。)

2. 保安規定への反映

- (1) 東海発電所
 - 第5条(保安に関する組織)
 - 第6条(保安に関する職務)
- (2) 敦賀発電所

【第1編 1号炉】

- 第4条(保安に関する組織)
- 第5条(保安に関する職務)

【第2編 2号炉】

- 第204条 (保安に関する組織)
- 第205条(保安に関する職務)
- (3) 東海第二発電所
 - 第4条(保安に関する組織)
 - 第5条(保安に関する職務)

3. 東海第二発電所 工事計画※1※2への反映

- 本文「設計及び工事に係わる品質管理の方法等」の組織図及び職務については、経過措置を 適用する予定であることから変更しない。(別添参照)
- 重油貯蔵タンクの種類等変更に係る工事計画は変更する予定であり、組織改正に伴う工事計画 届出*2時期については、使用前事業者検査の実施時期を踏まえて別途調整*3する。
 - ※1 2012年6月の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する規則に関する法律の改正並びに関連規則等の改正を踏まえた、重大事故等に対処するために必要な施設の整備等に係わる工事計画。2014年5月20日申請(2017年11月24日、2018年2月13日、2018年9月20日、2018年10月5日及び2018年10月12日一部補正)、2018年10月18日認可。
 - ※2 2018年10月5日(2018年10月12日一部補正)、2019年5月28日(土木建築室設置の伴う変更)。
 - ※3 原子炉等規制法第43条の3の10第4項(工事計画の届出):原子力規制委員会は、…届け出をしたものに対し、その届出を受理した日から三十日(…期間が延長された場合にあっては、当該延長後の期間)以内に限り、その工事計画を変更し、又は廃止すべきことを命ずることができる。

4. 保安規程への反映

○ 第6条(保安組織)別図「保安に関する組織及び業務所掌」に記載されている組織図及び職務内容を反映する。(施行後,速やかに届出予定)

5. 許認可への影響

- (1) 東海第二発電所 原子炉設置許可
 - 本文事項の記載はないため、設置変更許可申請事項ではない。
 - ただし、添付書類五「変更に係る発電用原子炉施設の設置及び運転に関する技術的能力に関する説明書(原子力関係組織系統図)」に保安規定変更と同じ内容が記載されていることから、今後の設置許可本文事項を変更する時に本変更内容を含めて申請する。
- (2) 東海発電所及び敦賀発電所1号炉 廃止措置計画
 - 本文及び添付書類に記載はないため、廃止措置計画の変更はない。

6. その他保安規定の変更(記載の適正化)

(1) 能力等級及び役割ランクの区分変更に伴う適正化

【東海第二発電所】

- 第8条 (原子炉主任技術者の選任)
- 第8条の2 (電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の選任)

【敦賀発電所(第2編 2号炉)】

- 第208条 (原子炉主任技術者の選任)
- 第208条の2 (電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の選任)
- (2) 周辺監視区域図内の他社施設名称変更

【敦賀発電所(第1編 1号炉)】

○ 第119条(周辺監視区域)図119

【敦賀発電所(第2編 2号炉)】

○ 第319条(周辺監視区域)図319

以上

別添: 当社組織改正(概要)



- 新検査制度において、使用前事業者検査等の事業者検査については、保安活動の重要度に応じて独立性を要求される 予定である。(新検査制度に係る法令改正(以下「新法」という。現在適用されている法令は「旧法」という。))
- 上記を見据えて、独立性を確保し、検査を実施・管理するグループ(検査グループ)を品質保証室に設置するとともに、 事業者検査及び原子力規制検査に関する業務を当該グループで一元化することにより、事業者検査に関する業務の効 率的な管理を実施できるように職務を分掌する。

使用前検査に係る組織改正と要求の整理

| | 想定時期 | 独立性の要求 | 変更目的 |
|-------|------------|--|---|
| 現行 | ~2020.3.31 | ● 担当者独立のみ要求 | 経過措置により、既に使用前検査等を申請している場合、施行後も旧法が適用(組織的独立は要求されない) 当社発電所は、室長が力量認定。 Gr間の独立性では、組織的独立とは言えない。 ⇒品質保証室に検査Grを設置することで、工事実施室(保修室等)と品質保証室で独立 東二SA工事*に係る使用前検査(2019年度申請予定)については、経過措置を活用(従来の法令を適用し、工事担当者の独立にて対応)。 |
| 新法施行後 | 2020.4.1~ | ● 4/1以降に申請した従来の使用前検査は使用前事業者検査となり、組織的が独立要求(品管規則)される ⇒ 組織間で独立していることが必要 | |

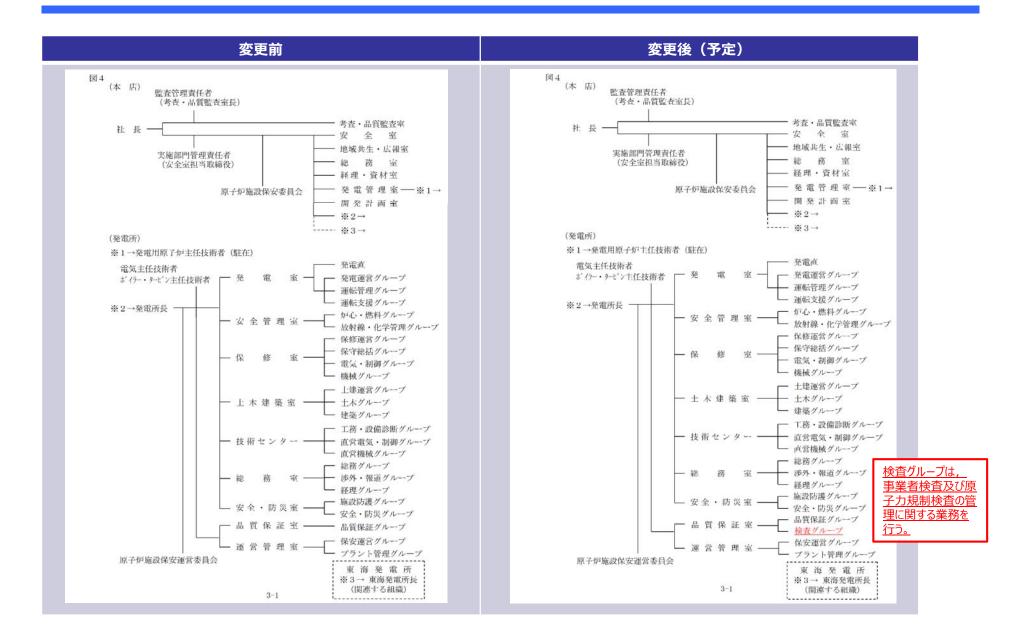
^{*}SA工事: 2012年6月の核原料物質,核燃料物質及び原子炉の規制に関する規則に関する法律の改正並びに関連規則等の改正を踏まえた,重大事故等に対処するために必要な施設の整備等に係わる工事

保安規定変更認可申請

| 変更申請 | 想定時期 | 保安規定変更内容 | 備考 |
|--------------|-----------------------------|--|---------------------------------------|
| 組織改正(検査Gr設置) | 申請:2019.11/E 認可:2020.3/E | 新法(品管規則)要求の組織の独立性を見据えた変更。 新検査制度による施設管理等で保安規定に新たに定める検査プロセスは、本変更に含めない(経過措置適用) | ● 附則にて社長が定めた日 ⇒品管規則施行日(2020.4.1予定) |

組織改正:前後変更(案)





東二SA工事計画の扱い(使用前検査(適合性確認検査))



- 東二SA工事は、**使用前検査の申請を2019年度中**に行い、実施する予定である。*1 (東二SA工事計画認可: 2018.10.18*2)
- 2020年度から新検査制度導入により法令が改正されるが、**2019年度に申請する東二SA工事**は、**経過措置による現行の国による使用前検査(現状の東二SA工事計画に定める適合性確認検査の体制及び検査の実施方法*3で検査した結果を確認)を活用する。**
- このため、東二SA工事計画に定める工事・検査の体制は変更しない。
- *1:東二重油貯蔵タンクの種類等変更に係る工事計画(届出)は、2020年度に現在の使用前検査等を実施する予定であることから、「使用前事業者検査」として新法が 適用されるため、当該工事計画の届出変更を別途届け出る予定である。
- *2:2019.5.31 土木建築室設置に伴う変更認可、2019.9.27 燃料被覆管BFに伴う変更認可
- *3:検査員が工事の主担当から独立した体制(担当者間の独立)

| 年度項目 | ~ 2019年度 | 2020年度 ~ |
|---------------|-----------------------|---|
| ・SA工事計画 | 認可(2018.10.18) 審 査 | |
| ・使用前検査 | 申請 Y | 使用開始 |
| (適合性確認検査) | <u></u> | 使用前検査* (関係する適合性確認検査*) |
| | | * 従来の法令適用に基づく東二SA工事計画により「検査員は工事の主担当から 独立」して検査を実施(組織的独立の要求なし) |